

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

「公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険  
団体連合会が行う審査支払に係る委託契約について」  
の一部改正について

計2枚（本紙を除く）

Vol.623

平成30年3月9日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）  
FAX：03-3503-2167

老介発0309第1号  
平成30年3月9日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

「公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険団体連合会が行う  
審査支払に係る委託契約について」の一部改正について

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）第1条第2項に規定する公費負担医療等に関する費用の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託については、「公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険団体連合会が行う審査支払に係る委託契約について」（平成12年4月20日付老介第3号）により行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、各都道府県においては内容を御了知の上、貴管内国民健康保険団体連合会及び市町村に対して周知願いたい。

「公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険団体連合会が行う審査支払に係る委託契約について」(平成12年4月20日老介第3号)の新旧対照表

改正後	現行
別紙1 契約書例(略) 別紙2 覚書例(略) 別紙3 契約書 (別紙)	別紙1 契約書例(略) 別紙2 覚書例(略) 別紙3 契約書 (別紙)
<p style="text-align: center;">一般疾病医療費の審査支払い対象となる介護サービス及びその額</p> <p>1 原爆被爆者が介護保険法第40条第1号に掲げる居宅介護サービス費の支給に係る以下の指定居宅サービスを受けた場合に、当該原爆被爆者が当該指定居宅サービスについてなお負担すべき額            (居宅介護サービス費用基準額の100分の10に相当する額)</p> <p>(1) 訪問看護            (2) 訪問リハビリテーション            (3) 通所リハビリテーション            (4) 短期入所療養介護            (5) 居宅療養管理指導</p> <p>2 原爆被爆者が介護保険法第40条第9号に掲げる施設介護サービス費の支給に係る以下の指定施設サービス等を受けた場合に、当該原爆被爆者が当該指定施設サービス等についてなお負担すべき額            (施設サービス費用基準額から施設介護サービス費を控除して得た額)</p> <p>(1) 介護老人保健施設サービス            (2) 指定介護療養医療施設サービス            (3) 介護医療院サービス</p> <p>3 原爆被爆者が介護保険法第52条第1号に掲げる介護予防サービス費の支給に係る以下の指定介護予防サービスを受けた場合に、当該原爆被爆者が当該指定介護予防サービスについてなお負担すべき額            (介護予防サービス費用基準額の100分の10に相当する額)</p> <p>(1) 介護予防訪問看護            (2) 介護予防訪問リハビリテーション            (3) 介護予防通所リハビリテーション            (4) 介護予防短期入所療養介護            (5) 介護予防居宅療養管理指導</p>	<p style="text-align: center;">一般疾病医療費の審査支払い対象となる介護サービス及びその額</p> <p>1 原爆被爆者が介護保険法第40条第1号に掲げる居宅介護サービス費の支給に係る以下の指定居宅サービスを受けた場合に、当該原爆被爆者が当該指定居宅サービスについてなお負担すべき額            (居宅介護サービス費用基準額の100分の10に相当する額)</p> <p>(1) 訪問看護            (2) 訪問リハビリテーション            (3) 通所リハビリテーション            (4) 短期入所療養介護            (5) 居宅療養管理指導</p> <p>2 原爆被爆者が介護保険法第40条第9号に掲げる施設介護サービス費の支給に係る以下の指定施設サービス等を受けた場合に、当該原爆被爆者が当該指定施設サービス等についてなお負担すべき額            (施設サービス費用基準額から施設介護サービス費を控除して得た額)</p> <p>(1) 介護老人保健施設サービス            (2) 指定介護療養医療施設サービス</p> <p>3 原爆被爆者が介護保険法第52条第1号に掲げる介護予防サービス費の支給に係る以下の指定介護予防サービスを受けた場合に、当該原爆被爆者が当該指定介護予防サービスについてなお負担すべき額            (介護予防サービス費用基準額の100分の10に相当する額)</p> <p>(1) 介護予防訪問看護            (2) 介護予防訪問リハビリテーション            (3) 介護予防通所リハビリテーション            (4) 介護予防短期入所療養介護            (5) 介護予防居宅療養管理指導</p>